

「KYOTO HAORI コンペティション」作品制作支援補助金交付要領

(目的)

第1条 知事は、長引くコロナ禍の中、和装振興のため積極的に新たな需要開拓に向けた製品開発を行う者を支援することを目的として、「きものの似合うまち・京都」実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う「KYOTO HAORI コンペティション」（以下「コンペ」という。）の応募者に対し、作品制作に係る経費の一部を支援するものとし、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及び本交付要領の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「きものの似合うまち・京都」実行委員会 「きものの似合うまち・京都」推進事業を企画、調整及び実施することを目的として、京都府、京都市、京都商工会議所、公益財団法人京都和装産業振興財団、京都織物卸商業組合、西陣織工業組合、京友禅協同組合連合会、京染卸商業組合及び西陣織物産地問屋協同組合によって構成される団体をいう。
- (2) KYOTO HAORI コンペティション 実行委員会が主催する「HAORI（羽織）」を題材としたコンペティションをいう。
- (3) HAORI（羽織） 和服・洋服を問わず、衣服の上から羽織ることを目的としたもので、「平面構成」（直線的に裁断した布を縫い合わせて作られる和服の基本構造）によって作られるものをいう。
- (4) 事業者 業種・業態を問わず、事業を営んでいる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、コンペに応募する者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する者は本事業の対象としない。

- (1) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合
- (2) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (7) 資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その相手方が第2号から第6号までに掲げる要件のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

- (8) 第2号から第6号までに掲げる要件のいずれかに該当する者を資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約の相手方とした場合（前号に該当する場合を除く。）に、京都府が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、補助対象者がコンペに応募するにあたり、新たな「HAORI（羽織）」を制作する事業とする。

- 2 応募者が事業者にあつては、応募作品がこれまでに販売したことのある商品及び当該商品との類似性（単なる色違い等）が明らかに認められる場合は補助対象としない。

（補助率、補助限度額等）

第5条 補助率は10分の10とし、補助限度額は応募作品点数にかかわらず、1応募者につき100,000円とする。

（補助対象期間）

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付の決定を行った日（以下「交付決定日」という。）から令和5年2月22日までとする。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると知事が認める場合は、交付決定日より前の日（この要領の施行日以降に限る。）を補助対象期間の起算日とすることができる。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、以下の経費とする。

- (1) 原材料費 作品制作に要する原材料費で、領収書等の証憑により補助対象期間内に購入の事実が確認できるもの。
- (2) 外注費 作品制作に要する外注費（縫製費、加工費等）で、補助対象期間内に発注を行い、支払を完了し、証憑等によりその事実を確認できるもの。

（交付の申請等）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は第1号様式及び第5号様式を添付して、別途実行委員会が定めるコンペ募集要項に記載の募集期間内に提出しなければならない。

- 2 申請者は、第6条ただし書に規定する場合で、起算日から交付決定日までに発生する経費を申請する場合には、前項の交付申請書に第2号様式による指令前着手届を添えて、知事に提出するものとする。
- 3 交付の申請の受付は先着順とする。

（交付の決定）

第9条 知事は前条の交付申請書等の提出があり、内容を審査し補助金の交付が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。なお、知事は、必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

- 2 先着順による補助金の交付決定額の総額が予算額に達した場合は、以後の申請は補助金不交付

とする。

- 3 知事は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(事業計画の中止申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、本事業を中止しようとするときは、予め第3号様式による中止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、本事業が完了したとき（事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了日から10日を経過した日又は令和5年2月22日のいずれか早い日までに、第4号様式による実績報告書に証憑を添付して提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる本事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは変更することができるものとする。

- (1) 第10条の規定による中止承認申請書を承認したとき
- (2) 本要領、交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき
- (3) 交付申請書、その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったとき
- (4) 法令違反など社会通念上不適切な行為と認めたとき
- (5) 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき
- (6) 被災等により補助事業の遂行ができないと認めたとき

- 2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による取消等の決定を行った場合には、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年12月2日から施行する。

<注意事項>

- 補助金交付申請額の算定段階において、公租公課（消費税及び地方消費税額等）は、補助対象経費から除外して算定すること。
- 他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は、補助対象とならない。
- 文房具などの一般事務用品等、汎用性のある消耗品の購入費は補助対象とならない。
- 振込手数料、申請代行手数料等の各種手数料は補助対象とならない。なお、手数料を差し引いて支払う場合（請求書に手数料負担について明記されている場合に限る。）には、差し引いた額（税抜）が補助対象経費となる。